

佐野市監査委員告示第12号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年11月26日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 対象部課

技術センター部（管理課、契約検査課）

第2 監査期間

令和6年10月1日（火）から同年11月26日（火）まで

第3 監査の結果

1 管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 契約検査課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。